

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成30年11月28日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 議案第53号 愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第54号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第55号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第56号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第57号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第58号 愛西市市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第63号 愛西市立永和保育園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第64号 市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第65号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第66号 平成30年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第67号 平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第68号 平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第21 議案第69号 平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第22 議案第70号 平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第23 請願第 7 号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第24 諮問第 2 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第25 諮問第 3 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 諮問第 4 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第27 諮問第 5 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第28 諮問第 6 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第29 諮問第 7 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第30 諮問第 8 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	奥 田 哲 弘 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開会

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申し出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5番・高松幸雄議員、6番・吉川三津子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日に、正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は、本日11月28日から12月20日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月20日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月20日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の吉川三津子議員、お願いいたします。

○6番（吉川三津子君）

それでは、海部地区水防事務組合の議会について報告をさせていただきます。

平成30年10月9日火曜日、日光川水防センターにて、平成30年第2回定例会が開催されました。

付議事件といたしましては、議案第4号：平成30年度海部水防事務組合一般会計補正予算として提案されました。この内容につきましては、台風により水防倉庫の屋根、シャッター等の修繕が必要であるということで提案がされました。財源といたしましては、総務費の人件費で、3名中1名の人の人件費が60万円削減できるということで、人件費の減額補正、そしてその分を水防費の補修費に充てるというような補正予算案でございました。そして、修繕費の執行残の約90万2,000円と、この60万を足した150万2,000円をかけて各水防倉庫の修理に当たられるということであり、全員賛成で可決されました。

また認定第1号につきましては、平成29年度海部水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額3,015万4,334円、歳出総額2,862万3,559円、そして差し引き残高153万775円ということで、全員賛成で可決されました。

そして、この議案の採決が終わった後、水防事務組合の役割について、少し説明がありました。

ことしは伊勢湾台風並みの台風が来るということで、どのような動きをこの水防事務組合として行ったかということの説明がありまして、海部事務所のほうにこの水防事務組合の事務所があるわけですが、災害時にはこの事務所に詰め、水防倉庫の物資を各市町村が効率的に使えるような調整に当たる役割を果たしていること、そして自治体間の情報共有に努めていること、そして県の情報等を集約し、いち早く市町村に伝えることをしているということでございました。河川が1カ所で切れると、全ての自治体に影響するというので、その中核の役割を果たしているという説明がございました。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○17番（真野和久君）

それでは、海部地区環境事務組合議会について報告をいたします。

平成30年第2回定例会が、30年11月19日、海部地区環境事務組合新開センターにおいて開催されました。

付議事件としましては、認定第1号：平成29年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決

算の認定において、歳入総額28億5,343万7,967円、歳出総額26億9,541万8,810円、差引残額1億5,801万9,157円で、賛成多数で認定をされました。

認定第9号：平成30年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）では、主なものとして第2期基幹的工事に対する交付金が、循環型社会形成交付金から二酸化炭素排出抑制対策事業交付金へつけかえがされたことによる増額が行われました。また、その他などが行われております。補正額としては42万6,000円の減額で、補正後の予算総額は38億4,334万7,000円です。この議案に関しては、賛成多数で可決されました。

議案第10号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成30年7月から平成30年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第4・市長招集挨拶**

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

おはようございます。

平成30年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、10月、11月には、市内各所におきまして、さまざまなイベント、行事等が開催をされ、議員各位におかれましても、公私に大変お忙しい中御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。その中で数点トピックスとして報告をさせていただきますが、11月3日、4日の両日には、愛西市文化祭、健康まつり、商工まつり、図書館まつりが開催をされました。4日日曜日は、あいにくの天候となり、外でのイベント開催が危ぶまれましたが、何とか開催することができ、多くの市民の皆様方が集い、華やかなお祭りとなったことは喜ばしい限りであります。

同日には、昨年度、初の試みとして開催をされましたあいさい・ママ・マルシェが、市役所交流スクエア及び南館1階で開催がされました。会場には多くの家族連れの市民の方々が訪れ、思い思いの時間を過ごされており、その中でも子供たちの楽しげな姿は大変印象深く、心に刻

まれました。このイベントが幼き記憶に残り、大人になっても懐かしく郷土を思うイベントに成長したのではないかと感じております。

このような市民、団体の皆様方、一緒になって市を挙げて開催するイベントが成功裏に終えることができたのは、市民の皆さんほか関係者各位の多大なる御理解、御協力のたまものであると深く感謝する次第であります。今後におきましても、市民の皆様と協働することにより、愛西市を持続可能なまちづくりとして、さらに発展されていくことを念頭に置きまして市政運営に邁進していく所存であります。

また11月18日には、大阪城ホールで開催をされました第31回全国マーチングコンテストに佐織中学校の吹奏楽部が3年連続で出場し、本選では昨年に引き続き銀賞を獲得されました。そこに至るまでには、生徒の皆さんのたゆまない努力はもちろんのこと、それを温かく見守っていただきました保護者の皆さん、地域の皆さん、そして熱心に御指導いただきました先生方、全ての方々の気持ちが一つになった成果であると思います。この経験が、生徒の皆さんやそれを支える皆さんのさらなる成長につながることを確信しているところでございます。

さて、最近の経済状況につきましては、国による各種施策の効果により、雇用、所得環境において改善が見られ、景気は緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、通商問題による世界的な影響や、相次いで発生をしております自然災害の経済に与える影響について、十分に留意する必要があります。また、来年10月から消費税が10%に引き上がることに伴う経済活動の変動に敏感に対応することはもちろん、今後における国、県の動向を注視しつつ、新たな財源確保など、市としてとり得るべきあらゆる手段を講じていく必要があります。

このような変動著しい、大変厳しい状況下において、来年度、平成31年度予算につきましては、真に必要な施策を的確に把握し、事業施策の検証を進め、予算編成に当たるよう各部局に指示をし、現在、編成作業を進めさせていただいております。

また9月議会におきまして、補正予算でお認めをいただきました小・中学校空調設備工事設計委託につきましては、来年度の猛暑時に小・中学校の普通教室で空調を使用可能な状態とし、児童・生徒によりよい学習環境を提供することを目指し、現在、設計作業を進めさせていただいております。全国的な記録的猛暑を受け、小・中学校空調設備の整備が急がれている中、国の平成30年度補正予算において臨時特別交付金が措置される運びとなり、より一層空調設備設置の前倒しが加速化されることが予想されます。来年度の猛暑時期までという大変短期間での設置完了が必要でございますので、議員各位の理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、今議会に提案を申し上げる議案につきましては、条例の制定1件、条例の一部改正8件、指定管理者の指定2件、市道路線の廃止1件、認定1件、補正予算5件、委員推薦の諮問7件の計25件でございます。

人事案件につきましては、本日御審議をいただき、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、各議案の内容につきましては、この後、担当より説明をさせていただきますので、御

審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第53号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第5・議案第53号：愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由、及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第53号の御説明をさせていただきます。

議案第53号：愛西市下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

愛西市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため必要があるからでございます。

各条文の内容につきましては、恐れ入りますが条例の後ろに資料1がついておりますので、そちらをごらんください。そちらで御説明をさせていただきます。

初めに、条例の必要性でございますが、平成27年1月27日付で総務大臣より公営企業会計の適用について要請がなされたことから、愛西市におきましても今後の経営環境の厳しさを十分に認識し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むため、公営企業会計を適用することが必要であると考えております。

条例の特徴といたしまして、企業の経済性を発揮するとともに、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の保全に資することを目的として、下水道事業の設置を第1条で定めております。また、愛西市水道事業の設置に関する条例との整合を図りつつ、下水道事業の特性を踏まえて各条文を定めております。

条例の内容といたしまして、第2条では、財務諸表の作成等を通じ、みずからの経営資産等を正確に把握するため、地方公営企業法の財務規定等を適用する旨を規定しております。第3条では、公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業のそれぞれの経営規模について規定しております。第8条では、出納その他の会計事務及び決算に係る権限を会計管理者に委任する旨を条例に規定しております。

その他の経営の基本に関する事項として、第4条では利益処分方法及び積立金の取り崩しについて、第5条では資本剰余金について、第6条では重要な資産の取得及び処分について、第7条では議会の同意を要する賠償責任の免除について、第9条では議決を要する負担付きの寄附の受領等について、第10条では業務状況説明書類の作成について、それぞれ規定しております。

議案本文に戻っていただきまして、4ページの中ほどをごらんください。

附則 1 といたしまして、この条例の施行については、平成31年 4 月 1 日から施行するものでございます。

附則 2 では、この条例の施行に伴いまして、(1)愛西市農業集落排水事業等特別会計条例及び(2)愛西市公共下水道事業特別会計条例を廃止いたします。

また附則 3 につきましては、先ほどの資料 1 のその後ろのほうに資料 3 の新旧対照表をつけてございます。それをごらんください。

附則 3 につきましては、愛西市農業集落排水事業等基金条例の一部を次のように改正いたします。改正内容につきましては、第 2 条中「愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業歳入歳出予算」に改め、第 5 条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改めます。

続いて、2 ページの附則 4. 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正いたします。第 1 条中「、地方自治法第244条の 2 の規定に基づき」を削ります。第 6 条第 1 項中の「市長は、法第244条」とありますが、「は、法」を市長の次に「は、地方自治法」に改めます。

続きまして、3 ページの附則 5 をごらんください。

愛西市公共下水道事業基金条例の一部を次のように改正いたします。第 2 条中「愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業歳入歳出予算」に改め、第 5 条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改めます。

最後に、4 ページの附則 6 をごらんください。

愛西市下水道条例の一部を次のように改正いたします。第 1 条を趣旨とし、愛西市公共下水道の管理、使用等については、下水道法その他の法令で定めるもののほか、この条例に定めるところによるとし、第 2 条を削除するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第 6 ・議案第54号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第 6 ・議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、御説明をさせていただきます。

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、1枚おめくりをいただきまして、愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容に関しましては、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

それでは、1ページ目の第6条、第7条、第8条につきましては、見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に字句の整理を行うとともに、第6条中の「（愛西市長の選挙の場合に限る。）」を削除することによりまして、市議会議員選挙における選挙運動用ビラが実施できるようにするものでございます。

続きまして第7条、第8条、1枚おめくりいただきまして2ページ目の第10条、第11条につきましては、用語の定義を行いまして、字句の整理を行うものでございます。

続きまして、議案本文にお戻りいただきまして、附則におきまして、この条例は、平成31年3月1日から施行するものでございます。ただし、第6条の改正規定（「愛西市長の選挙の場合に限る。）」を削る部分を除く。）並びに第7条、第8条、第10条及び第11条の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

適用区分といたしまして、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用されることとなっております。以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第55号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは御説明をさせていただきます。

議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成30年8月10日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1条、愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

1号給から5号給、それぞれ1,000円の増額でございます。

第9条第2項中、期末手当の率を12月に支給する場合においては、「100分の165」から「100分の170」に改め、第2条につきましては、期末手当の率を6月、12月、それぞれ「100分の167.5」に改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第56号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第8・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは御説明をさせていただきます。

議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成30年8月10日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

第1条、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

人事院勧告によりまして、期末手当の率「100分の172.5」を「100分の177.5」にするものでございます。

第2条につきましては、期末手当の率を6月、12月、それぞれ「100分の167.5」に改正をするものでございます。

附則といたしまして、条例中第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第57号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第9・議案第57号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第57号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成30年8月10日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を改定することに伴い、また、行政職給料表等級別基準職務表を見直すことに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、恐れ入りますが議案第57号、資料の2. 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正の概要で説明をさせていただきます。

第11条第1項第1号、初任給調整手当の改定についてでございますが、医療職給料表の改定状況を勘案し、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員補充が困難と認められる職に対する上限額の引き上げを行うものでございます。

次に、第19条第2項及び第3項、宿日直手当の改正でございます。宿日直勤務、常直勤務、それぞれの額の引き上げを行うものでございます。

続きまして第20条第2項、一般職員の期末手当につきましては、平成31年度以降6月及び12月の支給月数の配分を均等にするものでございます。

また、第21条第2項第1号、勤勉手当の改定でございます。1.80月分を1.85月分と0.05月分を引き上げるものでございます。平成31年度からは6月及び12月の勤勉手当を0.925とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページをお願いいたします。

次に、第20条第3項、再任用職員の期末手当につきましては、平成31年度以降6月及び12月の支給月数の配分を均等にするものでございます。

また、第21条第2項第2号は、勤勉手当の改正でございます。0.85月分を0.90月分と0.05月分引き上げるものでございます。平成31年度からは6月及び12月の勤勉手当を0.45月に改正をするものでございます。

別表第1、別表第2及び別表第3の給料月額の改正でございますが、行政職給料表で平均改定率につきましては0.2%の増加でございます。

次に、別表第4. 行政職給料表等級別基準職務表の見直しでございます。これまでの基準職務表で複数の級にまたがるものを統一することにより級を明確にするもので、平成31年4月1日から施行するものでございます。

それでは、今回の改正でどうなるのか、モデルケースで見たいと思います。

恐れ入りますが、資料3のモデルケース、下の表をごらんください。

29歳の主事、配偶者・子供1人を扶養の場合でございます。年間の給与総額につきましては、

改正前が422万5,846円であったものが、改正後は425万6,977円となりまして3万1,131円の差額となります。

また、55歳の課長職で、配偶者と子供2人を扶養の場合、年間給与総額につきましては、改正前が810万7,928円であったものが、改正後は813万8,501円となりまして3万573円の差額となります。

全体の影響額といたしましては、給料月額で828万6,000円の増、勤勉手当の改正で850万3,000円の増となるものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の11ページ、附則でございます。

施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第58号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第10・議案第58号：愛西市市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、議案第58号について御説明申し上げます。

愛西市市立学校設置条例の一部改正について。

愛西市市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、立田南部小学校福原分校を廃止するため必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市市立学校設置条例の一部を改正する条例。

愛西市市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

別表のうち1. 小学校の表、立田南部小学校福原分校の項を削るものでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則1といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則2につきましては、新旧対照表の2ページをごらんください。

関連する条例として、愛西市学校体育施設の開放に関する条例中、第4条ただし書きにあります「立田南部小学校福原分校は除く。」の一文を削るものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

◎日程第11・議案第59号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第11・議案第59号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第59号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛西市条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第59号、資料2. 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要で御説明させていただきます。

大変申しわけありませんが、1点資料の訂正をさせていただきます。

資料2の裏面の4に、「建築基準法施行令第123条第3項に第2号が追加されたことによる号ずれ」となっておりますが、「第2号が追加されたことによる号ずれ」と訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

それでは、改正理由について御説明させていただきます。

1 ページ目の2の第6条第1項本文及び第2号の改正と第2項及び第3項の追加の改正につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園、それぞれの施設を子ども・子育て支援法上に規定する施設として定義をしたことと、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和をするものでございます。

次に、3の第16条第2項の改正につきましては、第4号を追加し、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大をするものでございます。

裏面の4の第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表の改正につきましては、建築基準法施行令第123条第3項第1号の改正に伴うことと、第3項に第2号が追加されたことによります。

次に、7の附則第2条第1項の改正と第2項の追加の改正につきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年に延長するものでございます。

申しわけありません、議案本文にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第60号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第12・議案第60号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第60号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを御説明させていただきます。

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、戸別収集による粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料の額を定めるため必要があるからでございます。

改正の主な内容といたしましては、現在、粗大ごみの回収を月2回、ステーション方式で行っていますが、平成31年度から、そのうち1回を戸別収集に変更するに当たり、戸別粗大ごみシールの手数料を設定するものでございます。

また、上位法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、字句の訂正や削除、項ずれに伴う改正、条文の整理も合わせて行うものでございます。

それでは、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第3条、第4条につきましては、法律の改正に伴い、それぞれ削除、改正をするものでございます。

第9条でございます。第1項本文中で、法律の改正に伴い、字句を改正し、第2号に戸別粗大ごみシール1枚500円を追加いたします。また、改正前では第2号じんかいの区分の中で、それぞれごみ専用袋の規定をしてございましたが、法律の条文の中で、じんかいの表現をしていないため、法の用語に合わせ削除し、それぞれを各号に改めるものでございます。

また第12条におきましては、浄化槽法の条文に合わせ、わかりやすく整理をするものでございます。

また本文中、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第61号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第13・議案第61号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（横井利幸君）

それでは、議案第61号につきまして御説明申し上げます。

愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法またはこれに基づく命令の規定に違反する場合に、その旨を公表することができることとするため改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

恐れ入りますが、愛西市火災予防条例の一部改正新旧対照表をごらんください。

第48条は、委任について定めているものでございますが、第48条以降を繰り下げまして、新たに第48条におきまして、消防用設備等の状況が、法またはこれに基づく命令の規定に違反する防火対象物を公表できることにつきまして定めております。

議案本文にお戻りいただきまして、附則におきまして、この条例は、平成32年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第62号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・議案第62号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第62号の御説明をさせていただきます。

愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について。

愛西市八開総合福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市八開総合福祉センター、指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会でございます。指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市八開総合福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よ

ろしくお願いをいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第63号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第15・議案第63号：愛西市立永和保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、議案第63号：愛西市立永和保育園の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

議案第63号：愛西市立永和保育園の指定管理者の指定について。

愛西市立永和保育園の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立永和保育園、指定管理者となる団体、愛西市二子町上丸島92番地、社会福祉法人八開福祉会、指定の期間、平成32年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市立永和保育園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市立永和保育園指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第64号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第16・議案第64号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号：市道路線の廃止について。

別紙のとおり市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございます。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

路線名、市道2117号線は、民間開発事業に伴い、市道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に市道2118号線も、同じ民間開発事業に伴い、市道路線の再編をするため廃止をお願いするものでございます。

資料として路線廃止図を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第65号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第17・議案第65号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第65号について御説明申し上げます。

議案第65号：市道路線の認定について。

別紙のとおり市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線として認定し公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

路線名、市道1586号線は、認定漏れのため市道認定をお願いするものでございます。

次に市道2118号線は、民間開発事業に伴う再編路線でございます。

資料として路線認定図を添付させていただいております。以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第66号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第18・議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第66号：平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億106万2,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ211億5,098万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第9款地方交付税では、普通交付税額の確定によりまして2億5,113万1,000円の補正計上でございます。

次に、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、特別障害者手当等負担金と障害者医療費負担金として380万8,000円と、児童福祉運営費負担金として1,047万5,000円の補正計上でございます。

同じく第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、地域生活支援事業費補助金として280万9,000円の補正計上でございます。

同じく第3項国庫委託金、第2目民生費国庫委託金では、基礎年金事務委託金として76万8,000円の計上でございます。

次に、第14款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金では、障害者医療費負担金として120万6,000円と、児童福祉運営費負担金として523万7,000円の補正計上でございます。

同じく第2項県補助金、第2目民生費県補助金では、障害者等医療費補助金、精神障害者医療費補助金、特別障害者手当等補助金、地域生活支援事業費補助金として947万3,000円と、後期高齢者福祉医療費補助金441万6,000円、1枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。これも同じく県補助金といたしまして、母子父子家庭医療費補助金140万5,000円の補正計上でございます。

続きまして第18款繰越金では、9月議会の決算認定でお認めいただきました前年度繰越金の全額となります6億1,024万1,000円を計上させていただきました。

次に第19款諸収入、第5項雑入、第3目雑入では、東日本大震災被災地派遣職員人件費負担金として9万3,000円を補正計上をいたしております。

歳入については以上でございます。

続きまして歳出の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、私より総務部所管の項目について御説明をさせていただきます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電子計算費におきまして、上下水道課の本庁舎への移転に伴います電算事務委託料261万3,000円の計上いたしました。

同じく第11目基金費におきまして、前年度決算剰余金の2分の1を下回らない額として財政調整基金に3億5,600万円の計上と、公共施設の更新費用に備え、公共事業整備基金に4億4,732万8,000円を計上させていただきました。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、各款に及びます人件費の関係を御説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、主に人事異動に係る給与調整等及び平成30年の人事院勧告によるものでございます。

補正予算書の最終ページになります25ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書によりご説明をさせていただきます。

まず、特別職の期末手当につきましては、人事院勧告によりまして支給月数が0.05月分引き上げになったことによる影響で17万2,000円の増額となりました。

26ページをお願いいたします。

次に、一般職の総括について御説明をいたします。

補正後の職員数でございますが、正規職員数444人となりまして、当初予算時と比較をいたしますと6名の減となりました。これは、当初予算編成後の退職が主な原因でございます。

各款におきましては、給料、職員手当及び共済費で増減額が生じております。給料で1,882万1,000円の減、職員手当で757万9,000円の減として、共済費で227万2,000円の増、合わせまして2,412万8,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。

減額の要因といたしましては、当初予算編成時に算入をしておりました職員の退職、未確定でありました共済負担金率の確定、育児休業者等の増加や長期化などが影響しております。また、今年度は人事院勧告により給料表及び勤勉手当の改正を行いました。これに伴う影響額は、議案第57号、資料3のとおりでございます。

特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書を記載してございます。これらの増減も一般会計と同様の要因でありまして、補正をお願いするものでございます。

人件費補正の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、市民協働部長より御説明をいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

私からは、市民協働部の所管に関するものにつきまして御説明をさせていただきます。

それでは13ページ及び14ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で、パスポートの発券業務開始のための準備経費として、職員研修のための旅費2万6,000円、事務用消耗品等で19万円、机、収納庫等の事務用備品や交付用端末機購入のための備品購入費で170万5,000円を計上させていただきます。

以上、よろしく願いをいたします。

次は、健康福祉部長より御説明申し上げます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

私からは健康福祉部所管に関するものについて御説明させていただきます。

恐れ入ります、15ページ、16ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費で、受給者の増加によりまして在宅障害者扶助料として439万7,000円、物価変動等率に引き上げに伴う増加分と、受給者の増加によりまして、特別障害者手当として193万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、更生医療対象者の医療費の増加によりまして、総合支援医療費として482万4,000円、障害福祉サービスの利用者増加により、障害者地域生活支援給付費として2,258万

6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

23節償還金、利子及び割引料で、前年度事業の確定によりまして4万3,000円を計上いたしました。

続きまして17、18ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目保険年金費、13節委託料で、国民年金第1号被保険者保険料の産前産後免除の法改正及び学生納付猶予の様式変更によるプログラム修正委託料といたしまして76万8,000円を計上しました。

同じく4目福祉医療費については、受給者の増加による医療費の増加に伴いまして、障害者等医療扶助費として2,031万5,000円、後期高齢者福祉医療扶助費として1,289万8,000円を、2項児童福祉費、6目福祉医療費の母子・父子家庭医療扶助費として281万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上、よろしく願いいたします。

次は、子育て支援事業担当部長より御説明申し上げます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、健康福祉部所管のうち児童福祉に関するものについて御説明させていただきます。17ページ、18ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料におきまして、児童扶養手当給付費負担金返還金19万1,000円、子ども子育て支援交付金返還金129万2,000円の補正を計上しております。これは、平成29年度の事業額確定に伴うものでございます。

次に2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、施設型給付費2,095万1,000円の増額補正をお願いしております。これは、公定価格単価の改正等により補正計上をさせていただくものでございます。

続きまして2項児童福祉費、5目母子福祉費、23節償還金、利子及び割引料におきまして、母子家庭等対策総合支援事業費補助金返還金10万5,000円、児童入所施設措置費負担金返還金83万5,000円の補正を計上しております。これは、平成29年度の事業額確定に伴うものでございます。以上、よろしく申し上げます。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（大鹿剛史君）

教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

21、22ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、18節備品購入費で、特別な支援を必要とする児童への備品といたしまして机等を購入するため16万2,000円の追加をお願いしております。

また、2項小学校費並びに23、24ページになります3項中学校費の、それぞれ1目学校管理費におきまして、さきの台風21号等の被害対応に伴う校舎等の修繕料といたしまして、小学校費で783万8,000円、中学校費で837万6,000円の追加をお願いしております。

また、5項保健体育費、2目体育施設運営費におきまして、ナイター設備修繕料として180万円の追加をお願いしております。

以上で平成30年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鷺野聡明君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鷺野聡明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第67号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第19・議案第67号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第67号：平成30年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,758万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,111万6,000円とする。本日提出、市長名でございます。

事業勘定でございますが、今回の補正の内容につきましては、人件費及び前年度の精算に係るものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお願いします。

歳出につきましては、繰越金を財源といたしまして、6款諸支出金で療養給付費等負担金返還金といたしまして8,834万4,000円の補正計上でございます。このほか人件費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、直営診療所施設勘定の5ページ、6ページをお願いいたします。

人件費の減額分519万6,000円を基金積立金に充てるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第68号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第20・議案第68号：平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第68号：平成30年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

本文第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,672万2,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,673万7,000円とする。本日提出、市長名でございます。

それでは、保険事業勘定でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入におきまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目国庫補助金、1節国庫補助金で、介護保険システム改修補助金の確定によりまして164万9,000円の補正を、その他の歳入につきましては、主に財源更生による補正でございます。

恐れ入りますが12ページ、13ページをお願いします。

2款保険給付費、3目高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、19節負担金、補助及び交付金で、高額介護サービス費及び高額医療と介護合算によるサービス費の増加によりまして1,056万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に16ページ、17ページをお願いします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料で、保険料の還付金が不足するため160万円の増額補正をお願いするものでございます。そのほかにつきましては、人件費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定でございますが、8ページ、9ページをお願いします。

歳出におきまして、19節負担金、補助及び交付金で、介護支援専門員実務研修に伴う職員研修費といたしまして5万1,000円を計上しました。このほかにつきましては、人件費の補正をお願いするものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第69号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第21・議案第69号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、議案第69号の説明をさせていただきます。

議案第69号：平成30年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,791万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

補正の内容につきましては、この4月の人事異動及び平成30年度の人事院勧告に伴います人件費の補正でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第70号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第22・議案第70号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（鷺野継久君）

それでは、議案第70号の御説明をさせていただきます。

議案第70号：平成30年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,076万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

補正の内容につきましては、この4月の人事異動及び平成30年度人事院勧告に伴います人件費の補正でございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・請願第7号（提案説明）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第23・請願第7号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○18番（河合克平君）

では、子どもの医療費完全無料化を求める請願書について提案をさせていただきます。読み上げて提案をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

請願団体として、子どもの医療費無料化をすすめる会、代表・河合正美。紹介議員は真野和久、河合克平、加藤敏彦、代表して河合克平がこのまま提案をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

請願の趣旨といたしまして、2018年の8月から中学生の通院の公的給付が始まりました。市民の願いがようやく受け入れられ、一歩前進したことはうれしいことですが、私たちが一貫して訴えてきた「完全無料化」でないことが非常に残念です。

一旦自己負担額を医療機関窓口で支払い、その後市役所または支所の窓口書類を提出しなければなりません。申請に当たっては、「何度も市役所の窓口に行った。」「申請しても、還付されるまで、2カ月以上かかるのは困る」などの声が、私たちに寄せられています。

隣の津島市では、市長が「平成31年当初より実施していきたい」と議会で答弁しています。愛知県下では既に9割以上の自治体が、子育て家庭の経済的な負担を軽減し誰もが安心して医療が受けられるよう、中学卒業までの完全無料化を実施しています。

愛西市には、ため込んだ191億円の税金があります。それを活用すれば中学卒業まで完全無料化にすることは十分可能であると聞いています。市民が納めた税金を眠らせておくのではなく、市民一人一人の福祉に活用をしてください。

“愛西市で子育てをしたい” そう思えるまちづくりが、人口減少に歯どめをかけることとなります。

愛西市議会におきましては、市民の代表として市民の切なる思いを酌み取り、御判断をいただきたく、請願者2,880人（一次分）の署名とともに下記の事項をここに請願いたします。

請願事項、中学卒業まで医療費を完全無料にしてください。

以上です。御審議よろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・諮問第2号から日程第30・諮問第8号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第24・諮問第2号から日程第30・諮問第8号までの愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、加藤信行。

諮問理由、平成30年6月30日に退任された原田健三委員の後任を推薦する必要があるからでございます。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3

項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、三宅明彦。

諮問理由といたしまして、山田二郎委員の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

続きまして、諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、恒川義雄。

諮問理由といたしまして、荻野周子委員の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

続きまして、諮問第5号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、山田雄司。

諮問理由といたしまして、柴田修委員の任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

続きまして、諮問第6号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、山田彰子。

諮問理由といたしまして、任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

続きまして、諮問第7号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、真野一恵。

諮問理由といたしまして、任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

続きまして、諮問第8号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、若山壽雄。

諮問理由といたしましては、任期が平成31年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

各候補者の履歴書を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鷲野聡明君）

次に、諮問第2号から諮問第8号につきましては、同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、人権擁護委員の候補者の推薦について、一括して総括的な部分での質問をいたしたいと思えます。

まず、人権擁護委員について、この役割と目指すべき活動、また推薦の基準等わかりましたら教えてください。

それから、総人数は何人で、そのうち退任は何人、再任は何人なのか、合わせて教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、人権擁護委員のまず役割ということでございます。活動も含めてでございますが、こちらのほうにつきましては、人権擁護委員法はございます。そちらによりますと、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとることとともに、常に自由、人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とするということになっております。

また、基準でございますけれども、地域で信頼されていることが大切でございますので、そういった方、人権擁護委員の理解のある方を適任者として選任をしておるところでございます。

総人数でございますが12名。今回、そのうち再任は3名、新任ということで4名でございます。以上です。

○18番（河合克平君）

退任される方が4名ということで、多い、全体からすると3分の1が退任をされるということなんですが、新たに、その退任された方々の役割等を含めて引き継ぎがされるかと思えますが、どのような引き継ぎがされるのか。また、その活動は保障されるのかということと、あと新任の方も含めて12人の方のどんな研修、学習等をされているのか教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、退任が多いが、どのような引き継ぎがされるのかということでございます。

まず、新任の人権擁護委員さんにつきましては、法務局での研修がございます。また、前任者からスムーズな引き継ぎがされると思っております。

次に、どのような活動ということでございますが、毎月の人権相談所の開設に加わっていただいております。また、啓発活動ということで、小・中学校や保育園での啓発活動、12月には街頭啓発等を行っていただいておりますので、新任者の方と現任の委員さんと活動していただくということになるかと思えます。

研修ということでございますが、先ほどの法務局の研修と、市のほうでも年に4回、研修会

を開催させていただいておりますので、そういったところで参加していただくということになるかと思えます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。諮問第2号から諮問第8号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号から諮問第8号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第2号から諮問第8号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず初めに、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

諮問第6号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第6号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

諮問第7号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第7号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第8号を採決いたします。

諮問第8号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第8号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷲野聰明君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月4日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時39分 散会